

伝えました。

野宮範子さんは折々で、話題を市民の目線に立って伝わりやすい言葉でつなげられたり、焦点化したりしていただきました。そして、「いつでも、どこでも、誰でも」受けられる「国民皆保険制度」を代表とする日本の医療制度を守っていくには、国民一人ひとりがよく考えていかなければならない問題があることを提案されました。

市民からは、窓口負担の高さや混合診療、そして

TPPについてなど幅広い質問が寄せられました。

札幌市医師会は外来自己負担3割を2割に、低所得者と高齢者は負担限度額を現在の1/2にするはたらきかけを今後も続けていくことが説明され、会場から大きな拍手が湧きました。

会場には約180名の幅広い年代の市民が訪れ、パネリストの説明にメモをとったり頷いたりする姿が随所でみられ、この集会を通じて皆さんに高い関心をもっていただいたということが伺われました。

北海道医報へのご投稿等について

◇広報委員会◇

北海道医師会では、会員の皆さまから「学術投稿」「会員のひろば」等各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿いただきたくお願い申し上げます。

なお、写真作品のご投稿につきましては、ホームページに「フォトギャラリー」を設けておりますので、ご応募ください。

投稿要領

1. 原稿の締切
毎月10日までにいただいたものは原則として翌月号に掲載となります。ただし、「会員のひろば」については、受付状況により掲載号を決定します。
できるだけメール等の電子メディアでお寄せください。
2. 原稿の体裁と字数制限
 - (1) 原則として横書きといたします。
 - (2) 引用文以外は、すべて当用漢字、現代かなづかいを使用してください。
 - (3) 誤字、脱字、明らかな間違い等は広報委員会において訂正いたします。
 - (4) 1回の掲載紙面は、原則として2頁を限度とします。
医報1頁は約2,200文字です。ただし、タイトル、写真、図表等を含んでおりませんのでご考慮ください。
 - (5) 長文原稿および連載物は、広報委員会にて採否決定の上で分割掲載、掲載号等を決めさせていただきます。
3. 原稿の訂正、返却
次の場合は、広報委員会の決定に基づき、執筆者に対し訂正を求めるか、または返却いたします。
 - (1) 特定の個人・団体を誹謗、中傷する内容
 - (2) 匿名の投稿
 - (3) 本誌以外に既掲載のもの、あるいは投稿中のもの（二重投稿）
ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない
 - (4) その他掲載に支障がある内容
4. ホームページへの掲載
特にお申し出のないかぎりホームページに掲載されますので、予めご了承ください。

連絡先：北海道医師会事業第一課
TEL 011-231-7661 FAX 011-252-3233
E-mail：ihou@m.douji.jp